



水俣のリソースを活用した 水俣条約への貢献

グローバルな
水銀汚染を
防ぐために

水銀に関する水俣条約とは

水銀に関する水俣条約は、2013年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議で採択された、国際的な水銀対策に関する法的枠組みです。水俣条約は、水銀の採掘から貿易・使用・排出・放出・廃棄等に至るライフサイクル全体を包括的に規制するものです。

水銀は、常温(20°C)で液体である唯一の金属元素で、揮発しやすく、様々な排出源から排出されて地球上を循環し、分解されること無く環境中に蓄積します。また、先進国での使用量は減っているものの、途上国では依然利用されており、環境汚染や健康被害が生じるリスクが高いことから、

水銀汚染は世界規模での対策が必要な問題です。こうした中、世界的にも水銀対策を推進する機運が高まり、この条約ができました。

地球温暖化対策に関する「京都議定書」や、生物多様性保全に関する「名古屋議定書」などと同じく、日本の地名が冠された水俣条約には、水俣病のような被害を二度と繰り返してはならないという決意が込められています。

条約は2017年8月に発効し、国際的な水銀管理の枠組みが動き始めました。日本は、水銀汚染防止法の制定やその他の関連法令の改正を行い、2016年2月に水俣条約を締結しています。

熊本市・水俣市で開催された水俣条約外交会議

国連環境計画(UNEP)管理理事会が、2013年までに法的拘束力のある水銀対策の枠組みを構築する旨の決議を採択し、政府間の累次の交渉の結果、2013年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」

が開催され、条約の条文が採択されました。会議には60か国以上の閣僚級を含む約140か国・地域の政府関係者の他、国際機関、NGO等、1,000人以上が出席しました。



水俣条約に対する日本の対応

水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正などにおいて水俣条約で求められる対応以上の取り組みを盛り込みました。例えば、日本の優れた水銀代替・低減技術

を踏まえ、一部の製品については、条約の規定より厳しい水銀含有量基準の設定、製造禁止時期の前倒しなどの措置がとられています。



水俣で起きたこと

エコパーク水俣(環境の修復)

水俣湾の底質に水銀が残存し、水質や魚介類の汚染原因になりうることから、汚染された底質を除去する工事が行われました。底質の浚渫・埋め立てにより造成された「エコパーク水俣」には、花や緑に包まれた公園や海と親しめる親水護岸、道の駅や日本庭園などが整備されています。



水俣病について

1956年に公式確認された水俣病は、熊本県水俣湾周辺において、化学工場から排出されたメチル水銀に汚染された魚介類を摂取することによって起きた、中毒性の神経疾患です。その後、1965年には新潟県の阿賀野川流域においても同様の被害が確認されました。水俣病は、環境汚染により引き起こされた健康被害であることはもとより、汚染された地域の自然や地域社会全体にも、大きな問題をもたらすことになりました。

もやい直し(社会の修復)

地域の再生・融和を促進するため、国・地方公共団体・水俣病関係団体・住民等が一体となって、水俣病問題の検証や、水俣病犠牲者慰靈式・教訓を後世に伝えるための「もやい直し」*の取り組みが進められています。

*:「もやい」とは船と船をつなぎとめる綱や、農村での共同作業を指す言葉です。

水俣で取り組んでいること

国立水俣病総合研究センター

水銀に特化した世界唯一の研究所・総合機関であり、多くの情報・分析技術・研究成果を蓄積しています。世界保健機関(WHO)の研究協力センターでもあり、水銀・水俣病に関する情報を、世界の教訓となるよう発信しています。また、世界各国と協働して調査研究に取り組むとともに、水銀による環境汚染が顕在化している国々で、水銀のばく露評価と被害防止のために調査研究を積極的に展開しています。



日本の水銀対策技術紹介

水俣市内の児童・生徒が、水銀対策の進んだ企業や施設を訪問して、そこで優れた水銀対策技術を学び、その概要を現地の映像とともに平易な表現で紹介するビデオを作成し、水俣条約COPで発信しています。今後、当該技術の導入を検討する際の参考となるほか、環境教育・意識啓発の資料としても活用できます。



MOYAIイニシアティブ

水俣条約外交会議において、日本は「MOYAIイニシアティブ」という途上国支援と水俣条約の情報発信・交流を行っていくことを表明しました。できるだけ多くの途上国が条約を批准し、実施できるよう、技術支援を進めるとともに、水俣から世界に向けて、条約の実施推進に資する情報発信を進めています。



タンブラーサーチ

2013年に熊本市・水俣市で開催された水俣条約外交会議の参加者に配られたタンブラーには、熊本と水俣市内の子供たちが描いた絵が挿入されていました。環境省は、タンブラーを持っている人に対して、絵の下に書かれている子供の名前を写真に撮ってメールで送ってもらうようお願いしました。その情報に基づき絵を描いた子供たちを探し、外交会議参加者と地元の子供のペアを見つけることができました。

環境モデル都市

水俣環境アカデミア

水俣環境アカデミアは、高等教育・研究活動および産学官民連携の拠点として、2016年に設立されました。水俣地域の知識、知恵、教訓を普遍化し、体系化することにより持続可能な相利共生社会の実現への貢献を目指しています。また、自ら「学ぶ」、「考える」、「気づく」、「創造する」、「発信する」機会を提供することにより知の拠点となることを目指して活動しています。



水俣高校 (スーパーグローバルハイスクール)

水俣高校は、文部科学省より2016年度からスーパーグローバルハイスクールに指定され(5年間)、様々な活動に取り組んでいます。スーパーグローバルハイスクールとは、世界で活躍するグローバルリーダーを育成するための事業です。その中で、水俣病問題から世界の環境問題に目を向け、グローバルな視点を深化させる活動を行っています。

水俣市は、1992年に日本で初めて「環境モデル都市づくり宣言」を行い、ごみの高度分別や水俣市独自の環境ISO制度など、市民と協働で様々な環境政策に取り組んできました。今後は、水俣市のこれまでの環境施策を更に進化させ、環境保全と地域産業の発展が両立する持続可能な社会をめざしたSDGsの取り組みを進めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



コベネフィット

気候変動などの環境対策が同時に水銀対策につながるような活動はコベネフィット(相乗便益)と呼ばれています。水俣市及びその周辺で行われているコベネフィット活動には以下のようないります:

- ・小規模水力発電は、再生可能エネルギーとして温暖化対策に資するとともに、石炭火力発電を代替する場合は水銀排出の抑制にもつながります。
- ・蛍光ランプは微量の水銀が含まれていますが、LEDには使用されていません。LEDは高効率で省エネルギー対策に資する照明で水俣市役所新庁舎においても全面的に採用されることになっています。
- ・水銀使用製品廃棄物は、焼却時に水銀が大気中に排出されることを防ぐため、廃棄段階での分別が重要です。水俣市では水銀等を含む有害廃棄物をはじめ22分類の分別を実施しています。

未来に向かって 水俣からの発信

水俣からの発信・交流

水俣から世界へのメッセージ

ビデオメッセージやポスターなどを作成し、水俣条約の推進を願う水俣市民の声を、締約国会議やその他の機会を活用して世界に届ける活動を行っています。2017年にスイス・ジュネーブで開催された締約国会議第1回会合(COP1)においては、特別イベント「水俣に思いを捧げる時間」の中で、水俣市長や水俣病患者、また環境省が水俣条約親善大使として任命した水俣高校の生徒が、会合参加者に直接条約推進を訴えました。

注 COP:締約国会議、INC:政府間交渉委員会



水俣病患者制作の祈りのこけしを受け取るCOP議長



水俣からのビデオメッセージ



水俣の中学生のメッセージが書かれた横断幕に
メッセージ返しをするINC参加者



スイス大統領に「水俣」の墨書を渡す
水俣条約親善大使(水俣高校生徒)

水俣にある様々なリソース

〈会議施設〉



水俣市文化会館
大ホール1000席



もやい館
ホール・会議室等



水俣市公民館
ホール・会議室等



おれんじ館
ホール・集会室等



水俣環境アカデミア
セミナー室・研究スペース等



湯の児 海と夕やけ
会議場・宿泊施設等



あらせ会館
会議室、レセプション施設等

様々な機関と連携した水俣での活動

UNIDO (国連工業開発機関)

UNIDOは、2018年11月に、環境省、水俣市と共同で、在日本大使館の外交官を対象に水俣視察プログラムを実施しました。駐日大使を含む16か国21名の外交官は、水俣病関係の施設や環境モデル都市の取り組みを見学するとともに、地元企業との交流も行いました。



USEPA (米国環境保護庁)

USEPAは、アジア太平洋地域の水銀モニタリングを推進する活動を実施しています。2016年11月には、国立環境研究所と協力し、大気モニタリングの国際ワークショップを水俣で開催しました。

また、2016年5月にはEPA長官(当時)が水俣市を訪問しました。



水俣条約記念行事

2013年の水俣条約採択以来、水俣市では条約を記念する行事を環境省、熊本県、水俣市の共同で開催してきました。条約発効までの間は、毎年10月に地元の中学生と条約の採択を記念する行事を、2017年には海外からの参加者を招き条約発効記念行事を開催しました。現在は、水俣条約に関連する様々な取り組みを広く一般市民等に報告する場として、水俣市教育委員会、水俣高等学校等の協力も得て「水俣条約記念フォーラム」として継続しています。



〈情報施設〉



水俣市立水俣病資料館
水俣病資料の保管・公開



水俣病情報センター
水俣病に関する研究・学術交流、
資料保管



愛林館
エコロジーに基づく村おこし施設



熊本県環境センター
環境問題を学ぶ場の提供



ほっとはうす
水俣病患者の通所作業施設



水俣病歴史考証館
水俣病訴訟関係資料・情報の展示

UNEP (国連環境計画)

UNEPは、地球環境ファシリティ(GEF)の資金を活用し、途上国において水俣イニシアリーアセスメントプロジェクトを実施しています。その活動として、パキスタン、フィリピン、カンボジアの3か国を水俣に招いて、2018年5月に合同ワークショップを開催しました。



JICA (国際協力機構)

JICAは、途上国向けに水俣条約の実施促進に向けた研修事業を実施しています。研修員は、条約や日本の国内施策を学ぶとともに、水俣を訪問し、水俣病の歴史や、水銀対策技術などの説明を受けます。



WHO (世界保健機関)

WHOは、水俣条約の保健分野の実施支援を行っています。2017年6月に日本も含む西太平洋地域の事務所管内での加盟国の保健省職員を対象とした、水俣条約の実施促進ワークショップを水俣市内で開催しました。会合には18か国20名の行政官の他、国際機関や研究者など計40名が参加しました。



水俣市地図



〈景観資源〉



| 関連施設名 | 電話 |
|---------------|--------------|
| 水俣市役所 | 0966-63-1111 |
| 水俣市立水俣病資料館 | 0966-62-2621 |
| エコパーク水俣管理事務所 | 0966-62-7501 |
| 国立水俣病総合研究センター | 0966-63-3111 |
| 水俣環境アカデミア | 0966-84-9711 |
| 熊本県立水俣高等学校 | 0966-63-1285 |

| 関連施設名 | 電話 |
|-------------------|--------------|
| 水俣病情報センター | 0966-69-2400 |
| 熊本県環境センター | 0966-62-2000 |
| 水俣市文化会館 | 0966-63-6000 |
| もやい館 | 0966-62-3120 |
| 水俣市役所 経済観光課 観光振興室 | 0966-61-1629 |
| 水俣病歴史考証館 | 0966-63-5800 |

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1-1-1
<http://www.city.minamata.lg.jp/>

